

第7章

まちづくりの推進方策

- まちづくりを進めていくための方法を示しています。

それは素晴らしい!まちづくりには、
専門家や土地を持っている人だけでなく、
ここに住んでいる人、働いている人など
みんなの協力が大事ですから。
これからのまちづくりは、
竹千代君にも期待ですね。

まちづくりって
楽しそう!
僕でも何か
できることはある?





7-1. 協働のまちづくりの推進

本章では、「集約連携型都市構造」実現に向け、市民・企業・関係団体等・行政の協働のまちづくりや地域住民が主体となった地域まちづくり構想の考え方などを示しています。

【市民自治（第3次静岡市総合計画）】

第3次静岡市総合計画では、共に支えあう共生社会の実現のために4つのステップを踏んで市民自治の意識を高めていくとしています。



知らせる

市民と行政がお互いの情報を共有する。

⇒市民が持つ情報（市民ニーズ）や行政情報を、誰もが自由に活用できるよう情報の交流を推進します。



深める

活動を持続し発展させる。

⇒市民と行政が持つ力を発揮できる体制を整え、社会的課題の解決が図れるよう活動の進化を推進します。



やってみる

思いを行動に移す。

⇒多くの市民が社会のための活動に興味・関心を持ち、自分なりの活動に結び付けていくことを促進します。



つながる

皆の力を結集する。

⇒市民と行政がそれぞれの役割を理解した上で、つながる力を活かして協働事業を促進します。



1 「協働のまちづくり」の考え方

本市では、「まちづくりの主役は市民である」との考えのもと、「静岡市自治基本条例」を制定し、都市計画においても、安心・安全で快適な暮らしを支える都市空間を実現するため、この条例に基づき、協働のまちづくりを推進してきました。

特に、都市計画マスタープランに基づく具体的なまちづくりは、より身近な地区で行われることから、「静岡市地域まちづくり推進条例」を制定し、土地利用に関するルールづくりを住民主体で取組んでいます。

このように、これまでの「協働のまちづくり」は、住民と行政がまちづくりの実践段階で相互に“協力する”という考え方が主になっていました。

しかし、地域が抱える課題は様々であり、生活の質の向上を図るためには、きめ細かな課題解決が必要なことから、市民や企業、関係団体等の参加が不可欠となっています。

そのため、今後のまちづくりでは、個性や魅力を活かし、街の価値を維持・向上させる観点で、まちづくりの検討段階から市民参加を行い、「協働のまちづくり」を進めていきます。

2 「協働のまちづくり」の推進に向けた役割

「協働のまちづくり」の推進に向けた役割は、市民や企業、関係団体等と行政がそれぞれの役割を分担し、相互に協力・連携していくことを目的とし、次のとおりとします。

また、市民や企業、関係団体等は、「協働のまちづくり」におけるそれぞれの役割を認識し、行動することが期待されます。

■市民の役割

まちづくりの担い手としての役割が期待されます。また、自分達でまちを良くするために考え、実践することが期待されます。

■企業の役割

地域の産業や経済の発展に貢献することが期待されます。また、地域社会を構成する一員として、人材や設備、資金等の活用による地域活動への支援が期待されます。

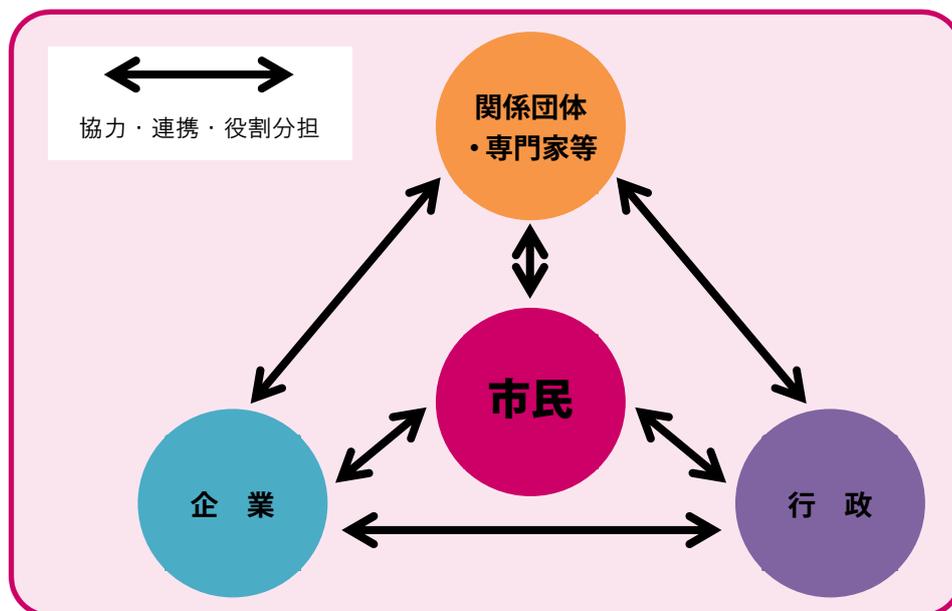
■関係団体・専門家等の役割

まちづくり活動への積極的な参加・協力が期待されます。また、専門的知識を活かした地域への貢献が期待されます。

■行政の役割

情報提供や市民参画の機会の提供のほか、市民主体のまちづくり活動の支援等を推進します。また、各種計画や事業の決定・変更、推進、調整を図ります。

■協働のまちづくりの推進に向けた役割



このような役割分担のもと、多様な主体と行政が協力・連携し、地域のまちづくりを展開することを目的として、新たな仕組みづくりを進めます。



7-2. 地域まちづくり構想の展開

「地域まちづくり構想」を推進していくため、地域まちづくり構想の考え方、構想のつくり方、実現に向けて、制度づくりについて示します。

1 「地域まちづくり構想」の考え方

① 「地域まちづくり構想」の目的

「地域まちづくり構想」は、都市計画マスタープランで示す全体構想や区別構想に即して定める地域のまちづくりの方針です。また、地域における各種のまちづくりは、「地域まちづくり構想」を踏まえ推進し、地域が主体となって活動に取り組むことで、地域の個性や魅力の向上を目指します。

② 「地域まちづくり構想」の内容

「地域まちづくり構想」は、地域と行政の役割分担により、地域の個性や魅力の向上を目指した「構想づくり」と、構想を実現する「実現に向けて」の2つの内容について示します。



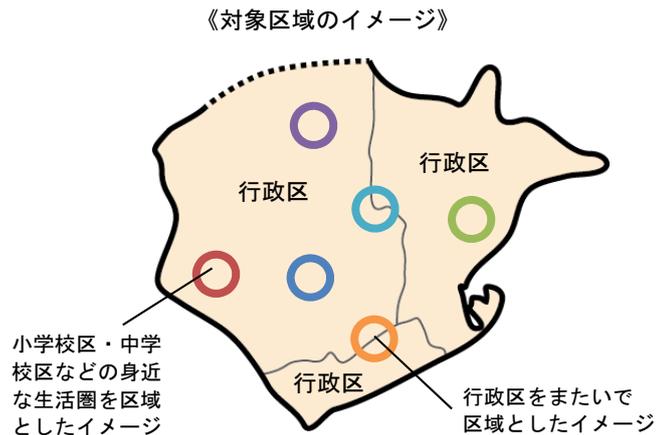
2 「地域まちづくり構想」のつくり方

「地域まちづくり構想」は、地域の特徴や課題を踏まえ、対象区域や記載する内容、作成が望まれる地域の例を、次のとおり想定します。

① 「地域まちづくり構想」の概要

■対象区域

対象区域は、商店街、小学校区・中学校区などの身近な生活圏や、行政区をまたいだ区域、行政区全体など、住民や企業などがまちづくりの目標を共有できるまとまりのある区域で、状況に応じて柔軟に設定できます。



■記載する内容

「地域まちづくり構想」は、都市計画マスタープランで示す7つの分野を中心に、地域の現状や課題を踏まえ、地域の将来像やまちづくりの方針などを記載します。ただし、7つの分野すべてを記載する必要はなく、また、7つの分野にかかわらない内容について記載することも可能です。

■作成が望まれる地域の例

<早期に対応すべき課題のある地域>

- ・工場や大型施設の廃止による跡地など都市の空洞化や、無秩序な開発などの可能性がある地域
- ・周辺への影響が大きい大型施設の立地に際して、周辺も含めたまちづくりが必要な地域

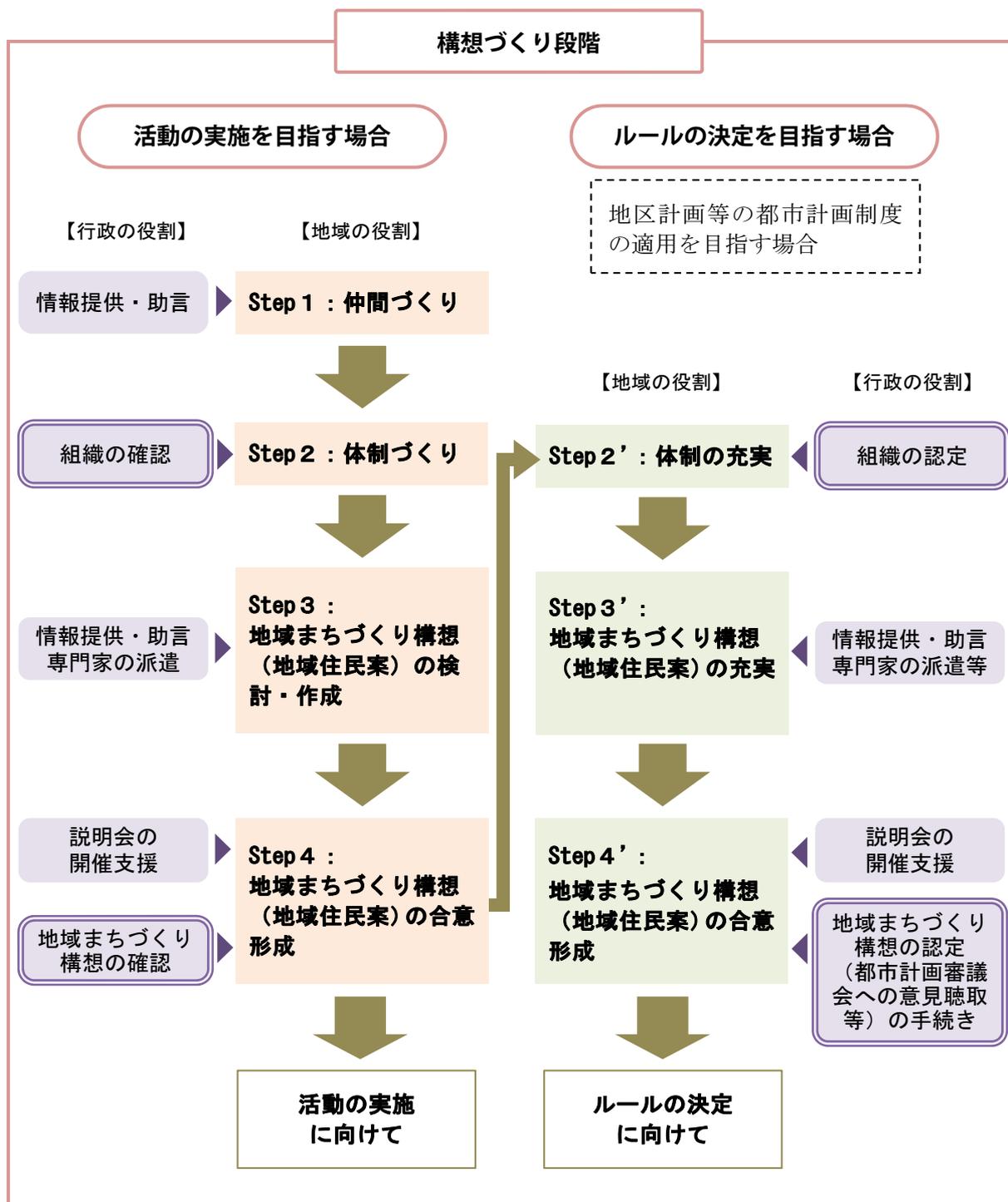
<より地域の魅力を高めるための活発なまちづくりが行われようとする地域>

- ・利便性の向上、地域の価値や魅力をより高めるまちづくりが行われようとしている地域



②役割と流れ

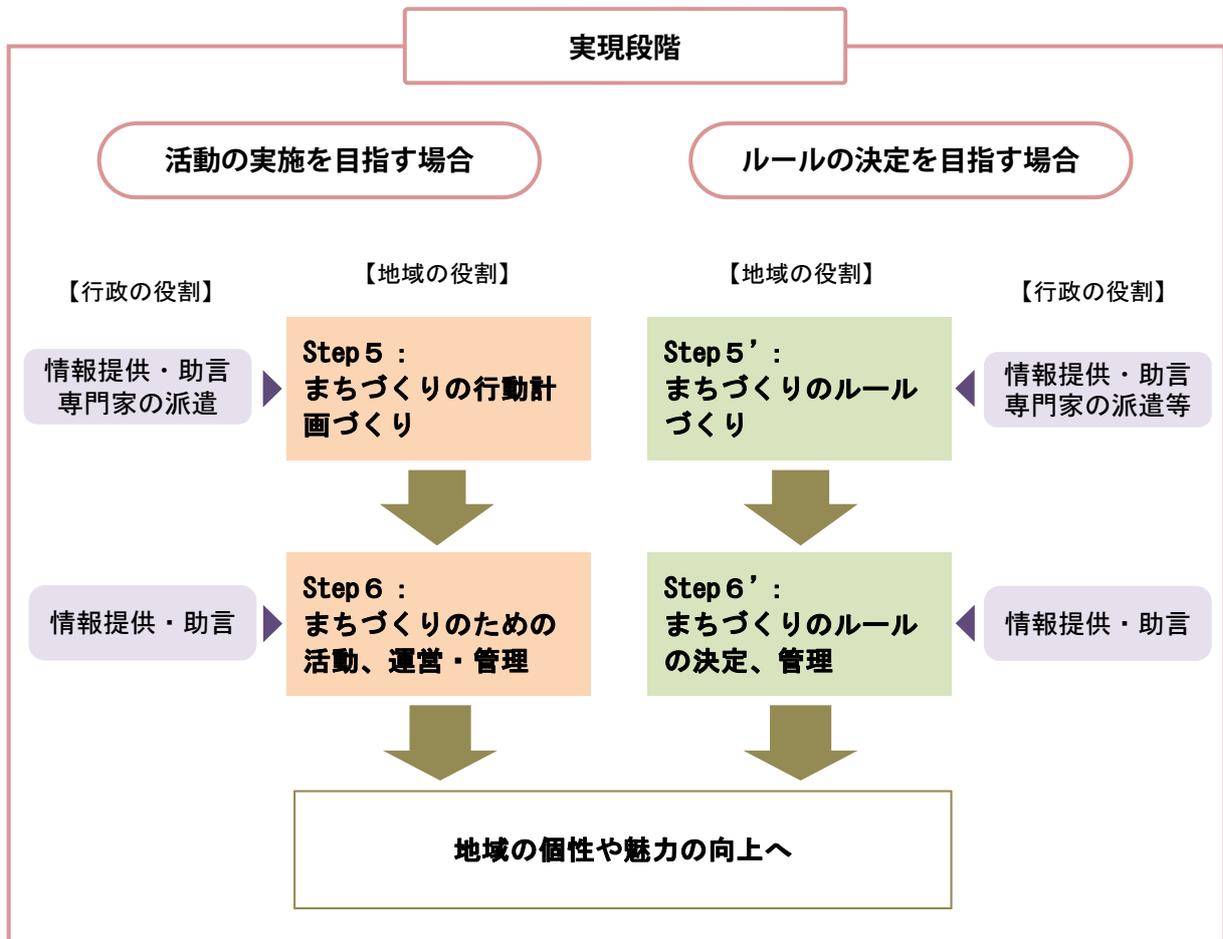
地域（市民・企業・関係団体等）と行政の役割、構想づくりの流れは、次のとおりです。



3 「地域まちづくり構想」の実現に向けて

①役割と流れ

地域（市民・企業・関係団体等）と行政の役割、実現に向けた流れは、次のとおりです。



4 「地域まちづくり構想」の制度づくり

「地域まちづくり構想」の位置づけを明確にするため、地域と行政の役割分担や構想のつくり方等を考慮し、「静岡県地域まちづくり推進条例」の改正を進めます。

また、地域の役割に応じた支援制度の拡充を検討し、構想のつくり方等を市民に分かりやすく知らせるため、「地域まちづくり構想ガイドライン」を策定します。

